

秩父市原料米等価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加工用米及び酒造好適米（以下「原料米等」という。）の価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、予算の範囲内において秩父市原料米等価格高騰緊急経済対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 加工用米 「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成18年11月9日付け18総食第778号）に定められる加工用米
- (2) 酒造好適米 「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）別表3及び別表13の欄に掲げられている銘柄をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、原料米等の原材料価格高騰の影響を特に受けている清酒等の酒類や味噌等の調味料、米菓等の菓子等の製造を行う事業者であって、市内に事業所を有し、市内で加工製造を行う事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認めるもの
- (3) 地方公共団体その他公共団体が設立した事業者及び地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(交付対象品目)

第4条 交付対象品目は、次のとおりとする。

(1) 加工用米

令和 7 年産の加工用米（うるち米、もち米）

(2) 酒造好適米

令和 7 年産の酒造好適米

（補助金の額及び交付単価上限額）

第 5 条 補助金の額及び交付単価上限額は、交付対象品目の区分に応じ、別表 1 に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秩父市原料米等価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 報告書（別紙 1）

(2) 報告書（別紙 1）に記載のある原料米等の購入費の領収書の写し

(3) 報告書（別紙 1）に記載のある原料米等の産年、種類、仕入元及び購入量のわかる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、秩父市原料米等価格高騰緊急経済対策補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市原料米等価格高騰緊急経済対策補助金請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告及び是正措置等）

第 9 条 市長は、補助金の交付に関して必要な場合は、交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項の検査又は報告の結果、補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

（補助金の取消し等）

第 10 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたものと認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の支払後においても適用があるものとし、既に交付し

た補助金を返還させることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

交付対象 品目区分	交付基準単価	交付単価上限	補助金の額
加工用米	令和 7 年産加工用米の種別 及び等級ごとに次の算定に より算出した額 算式＝（a-b）×1/4 a:令和 7 年産加工用米の購 入価格（税抜） （円/kg） b:令和 6 年産加工用米の購 入価格（税抜） （円/kg）	45.2 円/kg 以内	交付基準単価 又 は、交付単価上限 （交付基準単価が 交付単価上限を上 回る場合）に、令 和 7 年産加工用米 の購入量（kg）を 乗じた額
酒造好適 米	令和 7 年産酒造好適米の銘 柄及び等級ごとに次の算定 により算出した額 算式＝（a-b）×1/4 a:令和 7 年産酒造好 適米 の購入価格（税抜） （円/kg） b:令和 6 年産酒造好適米の 購入価格（税抜） （円/kg）	43.7 円/kg 以内	交付基準単価 又 は、交付単価上限 （交付基準単価が 交付単価上限を上 回る場合）に、令 和 7 年産酒造好適 米の購入量（kg） を乗じた額

※令和 6 年産加工用米の購入価格（税抜）は、同一種別・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- （１）売買契約書等に記載され、購入した場合の価格と認められる場合は、当該価格を適用する。
- （２）売買契約書等でも価格が不明な場合は、銘柄、等級を問わず 215.8 円/kg とする。

※令和 6 年産酒造好適米の購入価格（税抜）は、同一銘柄・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- （１）売買契約書等に記載され、購入した場合の価格と認められる場合は、当該価格を適用する。

(2) 売買契約書等でも価格が不明な場合は、銘柄、等級を問わず 321.6 円/kg
とする。